

「歯科口腔保健法」を意味あるものにするために

FDI 理事, 日本口腔衛生学会理事長
大阪歯科大学 口腔衛生学講座 教授 神原正樹

歯科口腔保健の初めての法案が施工されたことを意味あるものにするための私信を述べる。基本的には、健康日本 21 の最終報告にもあるように、歯科界は国民の口腔保健を格段に改善させてきた。今後、歯科疾患構造、人口構造、社会経済状態の変化に対応した口腔保健を考えると、既存のシステムでは対応に行き詰まり、新たな考え方、制度のシステムが必須である。

1. むし歯 0 社会（キャンペーン）への転換

- ・健康日本 21 の最終報告に見られるように、今後若年者を中心として健全歯を保有する人が増加することはほぼ間違いない。そのため、目標水準を上げてむし歯 0 (cavity free, caries free) を幼児期、学童期、青年期の目標とする。
- ・齲蝕学とう蝕診療、予防処置との乖離解消 近接へ
- ・フッ化物応用 1.6、3 歳、就学前、学校歯科健康診査
- ・齲蝕診査基準の転換 C₁₋₄ から ICDAS へ
- ・リスク管理からヘルス（口腔健康）管理
- ・口腔保健データベースの充実（調査）
- ・生活習慣、保健行動と口腔保健（研究）→ 予防処置・保健指導の多様性
- ・少子化対策と口腔保健 → キスのできる口腔（?）
- ・う蝕罹患状態の地域格差解消

2. 超高齢化社会への口腔保健からの対応

- ・成人期、老年期は、8020 キャンペーン（喪失歯予防）、歯周疾患 0 (perio free) キャンペーン
- ・生きがいを与え、社会を健康にする口腔保健
- ・残存歯数と生命予後の関係エビデンスあり
- ・喪失歯予防のサイエンス（齲蝕予防ほどエビデンスなし）
 - － 歯科医療と喪失歯
 - － 喪失歯予防の日常ケア製品
- ・成人・老人と歯周疾患（研究）
 - － 口腔の老化エビデンス（生理的老化）
 - － 歯周疾患のエビデンス必要（定義、診査基準, outcome）
 - － 歯周疾患疫学調査

－生活習慣病（NCD；Non Communicable Disease）と歯周疾患

3. 口腔保健の質向上と拡大を実現するための連携

・歯科保健条例等を制定する都道府県・政令指定都市との連携

歯科保健に関する県条例等を制定する都道府県・政令指定都市に対して求めに応じて口腔衛生学会が技術支援する。そのための経費を国と当該自治体が折半する

・医科，歯科，栄養分野との連携

－口腔と全身の関係の更なる検証

－口腔の健康と肺炎

特に、施設入所者を対象とする RCT 法

特設の口腔ケアを行わない群 control

口腔清掃群（介助を含む） oral care

機械的口腔清掃群 advance oral care

機械的口腔清掃＋歯石除去（3月毎）群 advanced oral care + scaling

－口腔の健康と糖尿病

－口腔の健康と心疾患

－口腔ケアと認知症

－口腔ケアとインフルエンザ感染

－現在歯数と BMI、不定愁訴

－味覚と BMI

－口腔機能

－特定健診と口腔診査

－医科歯科共通のライフスタイル診断カード

－医科歯科共通の健康カード

・関連企業との連携

－未病検査，診査機器開発

－唾液と全身の健康

－むし歯 0 およびペリオ 0 のための口腔ケア製品の開発

－再発予防への材料

－エビデンスのある歯科医療のために → 数値化，画像化

－口腔保健の IT 化

4. 保健と医療システムのベストミックスの希求

・新たな歯科保険制度の社会実証実験（研究）

例 1： 特区方式：公衆衛的なう蝕予防、歯周疾患予防の実績のある市区町村で

の定期的機械的口腔ケア（う蝕予防、歯周疾患予防）の診療報酬上の評価（点数化）

例 2： 医療機関特性方式：定期的機械的口腔ケア（う蝕予防、歯周疾患予防）の診療報酬上の評価（点数化）を選択する歯科利用機関における初再診料の減額化（例えば 3 月ごとの定期受診を所定の口腔ケア処置をした場合に現在歯維持管理料が算定できる）

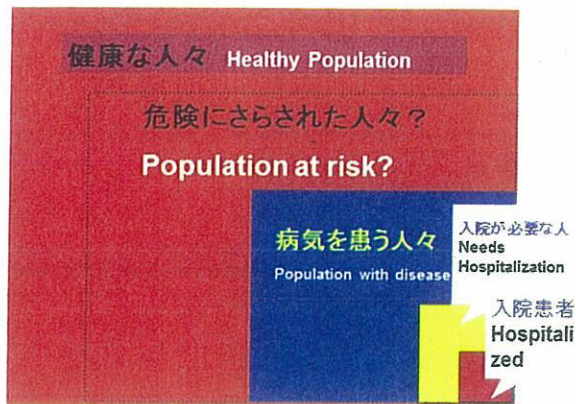
現在歯数に合わせて点数を傾斜配分→現在歯数が多いほど点数が高い
患者は初再診料が減額になるため 1 回の支出は減額となる。

5. 国際的視点と国際貢献

- ・国際的口腔保健の動向への対応（情報）
- ・国際的口腔保健状態との同調（サイエンス，診査基準等）
- ・我が国の経験とノウハウを国際歯科連盟(FDI)、WHO 等を通じて世界に発信
具体例) 国際シンポジウムの開催
口腔衛生学会+8020 推進財団 主催
後援：厚労省、日本歯科医師会、WHO、FDI
シンポジウム：テーマ：8020 運動、学校歯科健診制度、(歯科) 医療保険制度
口腔と全身との関係（誤嚥性肺炎、生命予後、糖尿病等）
- ・WHO,FDI 等の国際機関と連携し現地疫学調査、基盤整備の支援
- ・基金設立：開発途上国の歯科保健診断（疫学調査）と教育支援（短期留学生支援）
8020 財団か口腔保健協会を事務局とする

6. 特性別口腔保健

- ・日常生活動作能力：ADL 別
 - 障害者 歯科疾患リスクの軽減
 - 要介護者 誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア
- ・入院・入所施設別
 - 多くの福祉施設、病院は「無歯科医村」状態であるという認識のもとに
 - 施設入所者 誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア
 - 入院患者 誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア



7. その他

- ・ 歯科医師の保健所長の実現

行政歯科医師厚労省令あるいは局長通知で定めた要件を満たした場合、所属する都道府県、政令市を越えて保健所長としての配置を認める。このことにより歯科保健と一般保健の乖離を解消しより強い連携を構築する。

- ・ 歯科衛生士業務の拡大

特に診療補助行為と異なる予防処置（scaling）行為に歯科医師の指導の下での縁下歯石除去と浸潤麻酔を行うことのできる advanced 歯科衛生士（養成施設での教育に導入する必要あり）を養成する。→病院、診療所における専門的機械的口腔ケアにタッチする。